

提携サービス基本規定

本規定は、PayPay銀行株式会社（以下「当社」という。）が提供する各種の提携サービスに共通して適用される事項を定める。

なお、当社は、各提携サービスに固有の事項について、別途、個別規定（以下「利用規定」という。）を定めることができる。

（本規定の名称は、2025年4月10日に、「決済サービス基本規定」から「提携サービス基本規定」へ変更となった。）

第1条（定義）

本規定における用語の定義は、次の各号に定めるとおりとする。

（1）提携サービス

当社が提供する資金決済に関するサービスおよび口座管理の利便性向上を目的としたサービスのうち、利用に際し、当社とお客さまの間での個別契約の締結が必要なサービスをいう。

具体的には次のサービスを指す。

- ア XML 自動振込サービス
- イ XML 口座自動振替サービス
- ウ リンク決済サービス
- エ ワンタイム口座サービス
- オ 総合振込サービス
- カ 口座自動振替サービス
- キ 口座振替リアルタイム契約サービス
- ク 口座認証サービス
- ケ 取引明細データ伝送サービス
- コ 口座属性引継サービス

なお、API サービス（Banking API）については、本規定における提携サービスの範囲には含まれないこととし、別途定める規約「API サービス 利用規約」に従うものとする。

（2）暴力団員等

暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者をいう。

（3）経済制裁対象者

国際連合、日本政府または外国政府のいずれかによって経済制裁の対象とされている者（経済制裁の対象に指定されている者のほか、支配関係、所在国等により対象となる者を含む。）をいう。

（4）秘密情報

本契約の締結および履行により知り得た相手方の情報をいう。

(5) 本契約

提携サービスの利用申込に係る契約をいう。

(6) 利用料等

初期費用および利用料をいう。

第2条（反社会的勢力の排除）

1. お客さまは、現在、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

(1) 暴力団員等

(2) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

(3) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

(4) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってする等、不当に暴力団員等を利用してしていると認められる関係を有すること

(5) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること

(6) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

2. お客さまは、自らまたは第三者を利用して次のいずれにも該当する行為を行わないことを確約する。

(1) 暴力的な要求行為

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為

(3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

(4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為

(5) その他前各号に準ずる行為

3. お客さまは、前二項に違反し、またはそのおそれがあることが判明した場合には、当社に直ちに通知する。

第3条（経済制裁対象者の排除）

当社およびお客さまは、経済制裁対象者ではないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

第4条（利用申込）

1. 提携サービスの利用を希望するお客さまは、当社所定の方法によりサービスの利用申込を行う。利用申込は、次の規定等に定める内容を確認し、内容に同意したうえで行う。

(1) 本規定

- (2) 利用申込をするサービスに関する、当社所定のサービス仕様書
 - (3) 利用申込をするサービスに関する利用規定および特約
2. お客様は、前項の利用申込にあたり、当社所定の届出事項を当社所定の方法で通知する。
 3. お客様は、第1項の利用申込にあたり、次の事項を当社に表明し、確約する。
 - (1) 第2条1項および2項に定める事項
 - (2) 第3条に定める事項
 4. お客様は、自らが前項に違反しないか否かを確認することを目的として当社が行う調査に協力する。
 5. 当社は、当社所定の審査基準を満たすと判断した場合、第1項に基づくお客様の利用申込を承諾する。なお、当社が承諾したときをもって、お客様と当社の間で当該利用申込に関する契約が成立する。

第5条（届出事項に変更が生じた場合の対応）

1. お客様は、当社に届け出た事項（提携サービスに関連して届け出た事項に限らず、変更の届出を含む。以下同じ。）に変更が生じた場合、当社所定の方法により遅滞なく変更内容を通知する。
2. お客様が前項の通知を怠ったことにより、当社からの通知が到着しない等の不利益が生じても、当社は一切責任を負わない。

第6条（重要事項の通知）

お客様は、次のいずれかに該当する場合、またはその見込みのある場合、当社所定の方法により、直ちにその旨を当社に通知する。

- (1) 事業の一部または全部を休止または終了する場合
- (2) 解散または合併の決議をした場合、もしくは会社の財産の全部または重要な一部を第三者に譲渡する場合

第7条（相互協力）

1. お客様と当社は、提携サービスの円滑な利用、提供を目的として、相互に協力する。
2. お客様と当社は、システム障害その他の事由により提携サービスの利用または提供に支障が生じた場合、当該事由を解消するために、相互に協力する。
3. 提携サービスに関し不正利用を認識した場合、お客様と当社は、速やかに実施可能な対策（被害を最小限にとどめる措置を含む。）を講じたうえで、相手方と協力して原因の究明および対策を行う。お客様および当社は、あらかじめ不正利用防止に関する対策の具体的内容や期限等を当社と協議のうえ、必要な対策を講じるものとする。
4. お客様が期限内に必要な対策を講じない場合またはお客様が講じた対策が当社の求める水準に至らない場合、当社はお客さまに事前に通知したうえで、本契約の一部または全部のサービスを、当社の判断により制限または一時停止することができる。

第8条（情報提供への協力等）

1. 当社は、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与防止対策をはじめとする金融機関等に求められる義務の履行のため、お客さまの調査を行うことができる。当該調査に際し、当社はお客さまに、次の確認を依頼し、報告を求めることができる。
 - (1) 発生した取引に関する、取引内容や取引目的等
 - (2) お客さまの営む事業や扱う商品サービス等
 - (3) 法令（マネー・ローンダリング、テロ資金供与に係る内外法令等を含む。以下同じ。）の遵守状況やコンプライアンス態勢の整備状況等をはじめとする社内管理態勢
2. お客さまは、前項に基づく当社からの依頼を受けた場合、当社が定める方法により、速やかに回答しなければならない。

第9条（利用環境の整備）

1. 当社は、本契約締結後、速やかに提携サービスの利用に必要な情報をお客さまに通知する。
2. お客さまは、提携サービスの利用にあたって通信環境その他の利用環境の整備が必要となる場合、前項の通知受領後、当社が通知した情報に基づき、速やかに自己の費用と責任において、利用環境の整備を行う。

第10条（遵守事項）

お客さまは、提携サービスを利用するにあたり、次の各号に定める事項を遵守する。

- (1) 当社がお客さまの商品・役務の提供に関与しているとの誤認を生ぜしめるおそれのある説明あるいは表示をしないこと。
- (2) 次のいずれかに該当する商品または役務について、提携サービスを利用しないこと。

なお、提携サービスを第三者の業務で利用する場合（決済の代行や委託等で利用する場合を含む。）であっても、次のいずれかに該当する商品または役務について、提携サービスを利用してはならない。

 - ア. 公序良俗に反するもの
 - イ. 銃刀法、麻薬取締法、ワシントン条約、その他法律政令、省令、条例、条約、業界規制等に違反するもの（オンラインカジノおよび日本国で金融商品取引業の登録が無い業取引（いわゆる海外 FX 等）を含む。）
 - ウ. 当社または第三者の肖像権、知的所有権、知的財産権をはじめとする権利を侵害、または侵害するおそれのあるもの
 - エ. 当社のサービス運営を妨害するもの、当社の信用を毀損し、もしくは当社の財産を侵害するもの、当社または第三者に不利益を与えるもの
 - オ. 本人の同意を得ることなく、または詐欺的な手段により当社または第三者の個人情報を収集するもの
 - カ. 反社会的あるいは反道徳的な行為を目的とするもの
 - キ. 次に掲げる類の公序良俗に反する表現・内容を含むもの

(ア)犯罪を肯定・美化する表現・内容

- (イ)性に関する表現で、青少年の保護育成に反すると思われる表現・内容
- (ウ)醜悪・残酷な表現で、消費者に不快感を与えるおそれのある表現・内容
- (エ)不良商法・詐欺的とみなされる表現・内容
- (オ)非科学的・迷信に類するもので、消費者を惑わせたり不安を与える表現・内容
- ク. 誹謗中傷・人権侵害になる表現・内容を含むもの
- ケ. その他当社が不相当と判断したもの

- (3) お客さまは、日本国内の取引において、提携サービスを利用することができる。当社の事前承認がある場合を除き、海外送金に関する決済に提携サービスを利用してはならない。
- (4) 旅行商品や酒類等、取り扱いに際し許認可を要する商品または役務について提携サービスを利用する場合には、当社に対して必要な許認可を得ていることを証明すること。また、当該許認可を停止または取り消された場合は、直ちに当該許認可に係る商品または役務について、提携サービスの利用を停止すること。

第11条（利用料等の支払い）

1. お客さまは、提携サービスの利用にあたり、当社に対し、当社所定の利用料等を支払う。なお、利用料等の通知は、当社所定の方法により行う。
2. 当社は、当社所定の日にお客さまが指定する預金口座から利用料等を引き落とす。この利用料等の引き落としは、インターネット、電話、書面等によるお客さまの指示によらずに実施する。
3. 前項の定めにもかかわらず、お客さまが当社において預金口座を保有していない場合もしくは前項以外の支払方法を希望する場合、お客さまは、別途当社が定める方法により利用料等を支払う。

第12条（振込資金、振込手数料等の引き落とし）

当社は、提携サービスの利用に関する振込資金、振込手数料等を自動的に引き落とす旨を利用規定に定めた場合、当該引き落としについて前条第2項の規定を準用する。

第13条（問い合わせ対応）

お客さまと当社は、相手方の商品または役務に対する問い合わせ、クレーム等を受けた場合、直ちに相手方にその旨を通知するとともに、当該問い合わせを行った者に別途定める相手方のサービス窓口を案内するものとし、自ら問い合わせ、クレーム等に回答しない。

第14条（委託）

当社は、提携サービスに係る自己の業務の一部を第三者に委託できる。

なお、この場合、当社は本契約において自己が負担する義務と同等の義務を委託先に課すものとする。

第15条（個人情報の取り扱い）

1. お客さまと当社は、提携サービスの利用、提供に際して顧客の個人情報を取り扱う場合、個人情報の

保護に関する法律等の法令（権限ある行政機関の定めるガイドライン等を含む。）を遵守する。

2. お客さまと当社は、自ら取得した顧客の個人情報を相手方に提供する場合、自己の責任において顧客から同意を取得するほか、必要な措置を講じる。
3. お客さまと当社は、相手方から顧客の個人情報の提供を受けた場合、相手方が指定する利用目的のためにのみ当該個人情報を利用し、その管理については相手方の指示に従う。

第16条（秘密保持）

1. お客さまと当社は、秘密情報について秘密保持義務を負うものとし、相手方から事前の書面による承諾を得ない限り、第三者（当該情報を知る必要のある役員および従業員、第14条に定める当社の委託先ならびに弁護士および公認会計士を除く。）に対して相手方の情報を開示または漏洩してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する情報についてはこの限りではない。
 - (1) 開示時点で既に知っていた情報
 - (2) 開示時点で、公知の事実その他一般に利用可能であった情報
 - (3) 開示を受けた後、自己の故意または過失によらず公知となった情報
 - (4) 自らが秘密保持義務を負うことなしに、第三者から正当に入手した情報
 - (5) 相手方からの情報開示にかかわらず、自ら独自に開発した情報
 - (6) 法令の定めもしくは政府機関または裁判所等の公的機関の命令等によりその開示を要する情報
2. お客さまと当社は、善良なる管理者の注意をもって秘密情報を管理し、本契約の履行以外の目的に使用しない。
3. お客さまと当社は、相手方から秘密情報の返還または廃棄を求められた場合、相手方の指示にしたがって当該秘密情報を返還または廃棄する。

第17条（免責）

当社は、次のいずれかに該当する場合、当該事由に起因して生じた提携サービスに係る損害について一切責任を負わない。

- (1) 当社または金融機関の共同システム運営体が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、端末機、通信回線またはコンピューターなどの障害により提携サービスの取り扱いに遅延・不能等が生じたとき
- (2) 当社または金融機関の共同システム運営体が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、通信経路において盗聴などがなされたこと等により取引情報等が漏洩したとき
- (3) 天災・火災・騒乱等の不可抗力、お客さままたは通信事業者など第三者の通信機器・回線・コンピューターの障害ならびに電話の不通、または裁判所など公的機関の措置等のやむを得ない事由があったとき
- (4) 当社以外の金融機関の責に帰すべき事由があったとき
- (5) 当社の責に帰すべき事由がないとき

第18条（権利義務の譲渡等の禁止）

当社およびお客さまは、当社の書面による承諾なく本契約における権利義務を第三者に譲渡し、または担保の用に供してはならない。

ただし、当社は、提携サービスに係る事業の全部または一部を第三者に譲渡または承継させる場合に、本契約上の地位ならびに本契約によって生じる権利義務の全部を資金移動業者に通知したうえで譲渡または承継の対象とすることができる。

また、お客さまは提携サービスに係る事業の全部または一部を当社が適当と認める第三者に譲渡または承継させる場合に本契約上の地位ならびに本契約によって生じる権利義務の全部を当社に通知したうえで譲渡または承継の対象とすることができる。

第19条（有効期間）

本契約の有効期間は、当社所定の利用申込書記載の契約日から1年間とする。ただし、期間満了の3ヶ月前までにお客さま、当社のいずれからも書面による解約の意思表示がないときは、さらに1年間延長するものとし、以後も同様とする。

第20条（提携サービスの変更、中止または終了）

1. 当社は、当社所定のインターネットホームページで事前に告知することにより、提携サービスの内容を変更できる。

なお、変更に伴いお客さまのシステムに改変等の必要が生じる場合、お客さまは、自己の責任と負担においてお客さまのシステムの改変等を行う。

2. 当社は、当社所定のインターネットホームページで事前に告知することにより、提携サービスの提供を中止または終了することができる。

3. 提携サービスの変更、中止または終了を行う場合、前二項に定める告知から告知内容の実施までに、合理的と認められる相当の猶予期間を設けるものとする。

第21条（提携サービスの一時停止）

当社は、次のいずれかに該当する場合、お客さまに事前に通知することなく提携サービスの提供を一時停止することができる。

- (1) システム障害その他のやむを得ない事由により、提携サービスの提供が著しく困難となった場合
- (2) お客さまが利用料等の支払いを遅延した場合
- (3) 第8条に定める要請への協力を得られない場合等、当社が提携サービスの提供の継続が不適切と判断する場合

第22条（解約・契約の終了）

1. 当社またはお客さまが次の各号のいずれかに該当する場合には、本契約は直ちに終了する。

- (1) 提携サービスまたは銀行機能を提供または利用するために必要な許認可が取り消された場合
- (2) 破産手続または特別清算手続の開始決定があった場合

2. お客さまと当社は、3ヶ月前までに書面をもって相手方に通知することにより、いつでも本契約を解約することができる。
3. 当社またはお客さま（以下、本条において「解約当事者」という。）は、相手方（以下、本条において「違反当事者」という。）が次の各号のいずれかに該当すると判明したとき、何らの通知をすることなく、本契約を解除することができる。なお、解約により違反当事者に損害が生じた場合にも、違反当事者は解約当事者に何らの請求もできない。
 - (1) 経済制裁対象者に該当する場合
 - (2) 本規定各号に基づく表明に関して虚偽の申告をした場合
 - (3) 本規定について重大な違反があった場合
 - (4) 本提携先サービスまたは本銀行機能に関する業務停止命令または業務改善命令等の処分を監督官庁等から受けた場合（ただし違反当事者が業務改善命令を受けたものの、解約当事者による当該事由に基づく解約がなされる前において、違反当事者が、業務改善計画を監督官庁等に提出し受理されたことを、書面等により解約当事者に通知した場合は、違反当事者が当該業務改善計画に沿って業務を継続していると認められる限り、解約当事者は当該事由のみを理由とする解約をできないものとする。）
 - (5) 所有する財産について、第三者から仮差押、仮処分、保全差押もしくは差押の命令、通知が発送されたとき、またはその他の強制執行の申し立てを受けた場合
 - (6) 支払停止の状態になった場合、または手形交換所もしくは電子債権記録機関の取引停止処分を受けた場合
 - (7) 破産、民事再生、会社更生、特別清算等の法的整理手続もしくは私的な債務整理手続の開始を申し立てた場合、またはこれらについての申し立てを受けた場合
4. お客さまは、当社が次の各号のいずれかに該当する場合には、相当の期間を定めて催告のうえ、本契約を解除することができる。
 - (1) 本契約について違反があった場合
 - (2) 解散、合併、会社分割、事業の全部または重要な一部の譲渡を決定した場合（ただし、本提携先サービスまたは本銀行機能に係る事業が対象とならない合併、会社分割もしくは事業の譲渡または本提携先サービスまたは本銀行機能に係る事業のすべてが解約当事者が適当と認める第三者に承継される合併、会社分割もしくは事業の譲渡を除く。）
5. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、お客さまに通知することなく一部または全部のサービスを停止または契約を解除できる。なお、本項の定めは、お客さまが不正行為の発生または発生のおそれについて善意の場合でも適用される。また、当社は、本項に基づく解約によりお客さまに生じた損害について一切責任を負わない。
 - (1) 提携サービスの利用に必要なお客さまの口座（お客さまが指定した利用料等の引落口座を含む。）が解約された場合
 - (2) お客さまが当社に届け出た事項の全部または一部につき、虚偽もしくは不正があることもしくは第三者によるなりすましがあることが判明した場合またはそれらの疑いがあると当社が判断した場合

- (3) お客様が当社に届け出た事項の全部または一部につき、届出もしくは記載の懈怠があること、または記載内容に明白な誤りがあることが判明した場合
 - (4) お客様の営業または業態が公序良俗に反すると当社が判断した場合
 - (5) お客様が事業の一部または全部を休止または終了する場合。
 - (6) お客様の事業に必要な許認可が取り消された場合
 - (7) お客様が解散または合併の決議をした場合、もしくは会社の財産の全部または重要な一部を第三者に譲渡する場合
 - (8) お客様について、破産、民事再生、会社更生または特別清算手続開始の申し立てがあった場合
 - (9) お客様が利用料等の支払いを遅延した場合
 - (10) お客様が本規定または当社の定めるその他の規定に違反した場合
 - (11) お客様が本契約締結後、一定期間経過後も提携サービスの利用を開始しない場合
 - (12) お客様が本規定の変更に同意しない場合
 - (13) 警察、検察、裁判所、消費者センター、監督官庁等の公的機関、または弁護士、司法書士その他これらに類するもの、または振込仕向銀行から、提携サービスが不正に使用されているまたはそのおそれがある旨の照会があった場合、もしくはお客様がサービスの利用申込の際に虚偽の申告をしていた場合
 - (14) 提携サービスが、法令等や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると当社が判断した場合、および、犯罪等への関与が疑われる等相応の事由があると当社が判断した場合
 - (15) 提携サービスがお客様もしくは第三者によって不正に使用された、またはそのおそれがあると当社が判断した場合
 - (16) サイバー攻撃等により、セキュリティ上の危険が生じた場合
 - (17) 本項各号に該当する疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当社からの確認に応じない場合
(当社が定める期日までに当社に連絡がない場合、お客様お届けの住所へ発送した通知書が不着のため当社に返送された場合、およびお届けの電話番号や電子メールアドレス等への連絡がとれない場合等を含む。)
 - (18) その他、当社が本契約の継続が困難と判断するに足る相当の事由が生じた場合
6. お客様が次のいずれかに該当する場合には、当社は直ちに提携サービスの提供を停止し、またはお客様に何らの通知を要せずに、直ちに本契約を解除できる。本項によるサービスの停止または契約の解除によってお客様に生じた損害については、当社は一切責任を負わない。また、当社に損害が生じたときは、お客様がその責任を負うものとする。
- (1) 第2条第1項各号のいずれかに該当する場合
 - (2) 第2条第2項各号のいずれかに該当する行為をした場合
 - (3) 第1条第1項および第2項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
7. 本契約が解除または終了となった場合、本契約に付随する取り決めも解除できる。
8. 本契約が解除または終了となった場合、お客様は、期限の利益を喪失し、未払いの利用料等を直ちに当社に支払う。また、この場合、当社は、当社とお客様との間の債権債務につき直ちに相殺するこ

とができる。

9. 前項までの記載によりサービスを停止した場合で、お客さまから合理的な説明がなされたこと等により、停止に至った原因となる事由が解消されたと当社が認めるとき、当社はサービスの停止を解除できる。

第23条（本契約終了後の措置）

お客さまは、本契約が終了した場合、終了事由の如何を問わず、速やかに提携サービスその他本契約の存在を前提とした一切の表示を取り止める。

第24条（存続条項）

本契約が如何なる事由により終了した場合においても、次の各条項は、なお有効に存続するものとする。

第15条（個人情報の取り扱い）

第16条（秘密保持）

第17条（免責）

第18条（権利義務の譲渡等の禁止）

第22条（解約・契約の終了）第7項および第8項

第23条（本契約終了後の措置）

第25条（損害賠償）

第27条（準拠法および裁判管轄）

第25条（損害賠償）

1. 当社とお客さまは、相手方の責に帰すべき事由により損害（第三者からの請求を含む。）を被った場合、相手方に対して損害賠償を請求できるものとする。
2. 前項の損害は、直接かつ現実に生じた通常の損害に限るものとし、特別損害および逸失利益を含まないものとする。

第26条（協議事項）

本規定および関連規定等に定めのない事項の検討が必要な場合もしくは解釈に疑義が生じた場合は、お客さまと当社の間で誠意をもって協議のうえ、円満に解決を図る。

第27条（準拠法および裁判管轄）

1. 本規定は、日本法を準拠法とする。
2. 提携サービスに関して訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第28条（本規定の変更）

1. 本規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他状況の変化等相応の事由があると認められる場合には、民法 548 条の 4 の規定に基づき、変更する。
2. 前項の変更は、変更を行う旨、変更後の規定の内容、その効力発生時期を、インターネット、またはその他相当の方法で公表することにより周知する。
3. 前二項の変更は、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとし、公表の日から適用開始日までは変更の内容に応じて相当の期間をおくものとする。

以上

【2025年4月10日】